

我孫子市監査委員 へ

我孫子市長 星野 順一郎 印

指摘事項等に対する措置通知書

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に対して措置を講じたので、通知します。

|   |  |
|---|--|
| 部（局）課名  | 総務部 施設管理課  |
| 区分  | 平成28年度定期監査の（指摘・指導・ <b>検討</b> ）事項<br>(該当するものに○すること) |
| 指摘事項等の内容（定期監査報告書に記載された内容）   |  |
| 公共施設包括管理業務の対象施設について<br>各所管課で管理しているものも、包括管理の中に含めることで経費の節減につながると<br>思われるため、積極的な活用について所管課及び施設管理課で検討されたい。 |  |
| 措 置 内 容   |  |
| 公共施設包括管理業務への新たな施設の追加について、関係各課と協議を行い検討して<br>いきます。  |  |

(注) 指摘・指導事項の区分毎に、表を作成してください。